

最上町放課後児童クラブご利用案内

1. 放課後児童クラブの概要

(1) 最上町放課後児童クラブ

町では、向町小学校区、大堀小学校区で共稼ぎ家庭や留守家庭などのお子さんをお預かりする放課後児童クラブを年間通して開設しています。クラブでは、支援員が放課後の子どもたちの育ちを見守ります。放課後児童クラブは町で設置し、NPO 法人が運営しています。

(2) 開設日時

平日（登校日）：下校時から午後6時30分

学校休業日：午前7時30分～午後6時30分

※ 日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は除きます。

※ 詳細につきましては、直接クラブへお問い合わせください。

(3) 開設場所 及び 連絡先

施設名	開所場所（住所）及び連絡先	定員
向町すこやかクラブ	みずかみ 電話 29-9477 (最上町大字向町 1000)	70名
大堀すこやかクラブ	大堀地区公民館 電話 44-2820 (最上町大字志茂 306-3)	25名

(4) 利用区分と利用料及び納付について

* 放課後児童クラブの利用料は、利用区分に応じて基準額が決定されます。

* 利用料は、利用した月の翌月に口座振替により納付していただきます。

* 新規で申し込まれる方は、必ず金融機関にてお手続きいただきますようお願いいたします。

※ すでに口座登録がお済みの方は、新たにお手続きいただく必要はありません。

* 利用する児童全員にスポーツ安全保険に加入していただきますので、ご承知願います。

利用区分	利用料(基準額)
(1) 通年1年間の利用 ※要登録 (春・夏・年末年始休・学校休業日利用含む)	①土曜日なし 5,000円/月額
	②土曜日あり 6,500円/月額
(2) 長期休みのみの利用 ※要登録 (春・夏・年末年始休・学校休業日のみ利用)	1回 300円/日
(3) 一時利用(緊急時の利用) ※下記参照 登録不要・要保険加入(940円/年)	平日利用 500円/回
	休日利用 1,000円/回

※ 入会していない方が一時的に利用を必要とする場合に、ご利用前に「一時利用申請書」により申請いただくことで利用できます。なお、「休日」には土曜日・長期休み期間を含みます。

(5) 利用料の減免制度について

下記の表の条件を満たす場合は利用料が減免されます。

ア 多子減免 ※ 同一世帯からの複数入会の場合	※利用区分が同じ場合 かつ 住民税所得割が 169,000 円以下の場合	月の利用回数が 1 番多い児童	基準額
		月の利用回数が 2 番目の児童	基準額の半額
		3 人目以降の児童	基準額の全額 減免
イ 少数回利用減免 ※ 利用区分(1)のみ	月の利用が 0~9 回の場合	基準額の半額	
ウ 子育て支援型減免	生活保護法による被保護世帯 及び 準要保護就学援助支給対象世帯	基準額の全額減免	
	市町村民税非課税の世帯	①利用区分(1)は ②利用区分(2)は	2,000 円 日額 100 円
エ 一人親世帯減免	一人親世帯かつ 市町村民税非課税の世帯	①利用区分(1)は ②利用区分(2)は	2,000 円 日額 100 円

※ここでいう世帯とは、両親をいいます。

◇ 放課後児童クラブご利用にあたっての留意事項 ◇

- 放課後や長期休み等、就労等により家庭に保護者（祖父母を含む）がいない児童に適切な遊びと生活の場を提供するものです。
- 家庭に保護者（祖父母を含む）がいない児童が対象となるため、保護者（祖父母を含む）が就労等を終え次第、お迎えに来ていただくようお願いいたします。
- 保育中、宿題の時間を設けていますが、支援員による学習指導は行いません。帰宅後、保護者の方が確認するか、時には家庭で宿題をする様子を見ながら、平仮名の書き方や計算の仕方を見てあげるなど、家庭学習の習慣をつけましょう。
- やむを得ず、就労等以外でご利用される場合は、必ず電話連絡を入れてください。
例：きょうだい幼児施設や小学校を早退したが、通院が必要ですぐに送迎できない保護者が体調不良により、退勤時の送迎が不可能（別の方が送迎する） など
- 近年、自然災害等が各地で頻発しており、急を要して送迎をお願いする場合がありますので、保護者の方の所在確認にご理解とご協力をお願いします。
- きょうだいで入会していても、状況が変わった場合は必ずご連絡ください。
- 年度途中で学童保育が不要になった場合の退会は、随時受け付けています。

2. 利用申請手続き

(1) 入会申し込み

放課後児童クラブの利用を希望する場合は、下記の書類に必要事項を記入し、受付場所に直接提出してください。前年度より継続して利用される方であっても、毎年度手続きが必要です。受付期間、受付場所等、詳しくは該当年度の入会案内をご覧ください。

- ①放課後児童クラブ入会申込書兼家庭調書・・・利用児童1人につき1枚
- ②保護者が就労等により日中家庭にいない（保育の必要がある）ことを証明する書類
 - ※ 求職中、健康上等その他の理由の方は、こども支援課にご確認ください。

◇4月1日入会：1月より約1か月程度入会申し込みを受け付けます。

◇途中入会：随時受け付けています。

※ 定員に達していない場合は、随時入会可能です。

※ 定員に達している場合は、入会できないことがあります。

◇受付場所：役場 こども支援課

※ 午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※ 受付時に、記載内容等の確認のため、お時間をいただきます。

(2) 結果のお知らせ

受理した申請書について審査し、その結果を放課後児童クラブ 入会承認通知書 又は入会不承認通知書により、申請者に通知いたします。

3. 申請内容の変更、入会辞退・退会の手続き

☆入会決定後に申請内容（世帯構成・住所・就労状況・家庭状況等）に変更があった場合は、変更申請書の提出が必要になります。

☆入会開始日より前は入会の「辞退」、入会開始日以降は「退会」という扱いになります。

☆利用の有無に関わらず登録日のある月の分までご負担いただきます。

	該当事由	必要書類
①	住所・緊急連絡先が変更となった場合	放課後児童クラブ変更申請書
②	家族構成が変更となった場合	
③	勤務時間が変更となった場合 または 転職された場合	・放課後児童クラブ変更申請書 ・就労証明書
④	放課後児童クラブを退会・ 入会決定を辞退・入会申請を取下げ する場合	放課後児童クラブ（退会・辞退・取下げ）届 ①辞退する場合は、入会前に提出してください。 ②退会する場合は、退会する月の月末まで提出 してください。